

検討会中間報告書とワーキングチームにおける検討を踏まえた教育内容見直し案

I 教育カリキュラムの枠組みと 講義系科目

[議論のたたき台]

1. 新教育カリキュラムの枠組み(案)

1) 教育時間数について

- 総時間数を、現行の1,110時間から1,200時間へ拡充する。

- 精神保健福祉士に求められる役割や必要となる知識及び技術を踏まえて、実践力の高い精神保健福祉士の養成をめざした教育内容の充実を図るためには、一般養成施設の現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数を拡充し教育内容の充実を図る。

現行総時間数 1,110時間 → 「90時間増」 → 新総時間数(案) 1,200時間

2) 社会福祉士との共通科目の拡大

- 障害者福祉の基礎知識として欠かせない1科目を拡大する。

- 専門とする障害の種別に関わらず、障害者福祉に関する法制度の基礎的な理解として欠かせない「障害者に対する支援と障害者自立支援制度^注」(30時間)を、新たに共通科目として盛り込むこととする。
注)科目名については、平成21年4月時点のものである。
- 「相談援助の基盤と専門職」、「就労支援サービス」及び「更生保護制度」については、精神障害者の具体的な支援手法と不可分との観点から、教育内容の一部を専門科目の教育内容に組み入れるものとする。

3) 専門科目の体系について

- 現行の学問体系から、知識・技術を柱とした科目体系に見直す。

- これまでの学問体系による教育から、精神保健福祉士として必要とされる知識及び技術を柱とした科目体系による教育に見直し、共通科目の教育内容との整合性を図りながら、教育すべき内容の明確化と充実を行うこととする。
- その際、共通科目となる社会福祉士の科目群も参考として、精神保健福祉士の専門となる科目の柱を組み立て、共通科目と専門科目の全体で教育内容を網羅することとする。
- 精神保健福祉士の専門科目の構成については、精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割に関する知識・技術の教育が充実できるように、他の専門科目や演習・実習科目との関連についても考慮しながら教育内容の組み立てを行うものとする。
- これまで、専門科目で教育が行われていた内容が、一部共通科目に移行するが(障害者に対する支援と障害者自立支援制度)、専門科目の時間数を現行と同様に維持することにより、教育内容の充実を図る。

4) 専門教育カリキュラムの構成について

- 専門科目に、精神保健福祉士教育の中核的な科目を創設し教育効果を高める。

〈専門科目の見直し〉

- 精神障害者に対する、相談援助の基礎的な知識と技術の理解に関する教育については、ソーシャルワークとして共通する教育内容と、精神保健福祉士に特有な教育内容とに分けて科目を創設して、各々の教育内容を充実させることとする。